

群馬県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する  
規則

平成19年3月27日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）及び群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年広域連合条例第21号。以下「条例」という。）に基づき広域連合長又は広域連合長の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）が行う不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(聴聞の通知)

第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第1号）により行うものとする。

(聴聞の期日又は場所の変更)

第4条 行政庁が法第15条第1項の規定による通知をした場合（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）又は条例第15条第1項の規定による通知をした場合（同条第3項の規定による通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、聴聞の期日又は場所の変更を行政庁に申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、聴聞期日・場所変更通知書（様式第2号）により当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(代理人の選任等の手続)

第5条 法第16条第3項（法第17条第3項又は第31条において準用する場合を含む。）又は条例第16条第3項（同条例第17条第3項又は第29条において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、委任状（様式

第3号)を行政庁に提出して行うものとする。

- 2 法第16条第4項(法第17条第3項又は第31条において準用する場合を含む。)又は条例第16条第4項(同条例第17条第3項又は第29条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代理人資格喪失届(様式第4号)を行政庁に提出して行うものとする。

(関係人の参加許可の手続)

第6条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の7日前までに、参加許可申請書(様式第5号)を主宰者に提出しなければならない。

- 2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、参加許可通知書(様式第6号)により当該関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第7条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、文書閲覧請求書(様式第7号)を行政庁に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めることができる。

- 2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

- 3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定により、当該閲覧の日以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名の手続)

第8条 法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行わなければならない。

- 2 主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、主宰者を変更しなければ

ならない。

- 3 行政庁は、前項の規定により主宰者を変更したときは、速やかに、新たな主宰者の氏名及び職名を当事者及び参加人（その時までには法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手續）

第9条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の7日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第8号）を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（同条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、補佐人出頭許可通知書（様式第9号）により当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

- 3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第10条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述を行うときその他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、その陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずること等適当な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第11条 行政庁は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、当該聴聞の期日及び場所を公示し、併せて、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までには法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（陳述書の提出の方法）

第12条 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書の提出

は、陳述書（様式第10号）により行うものとする。

（聴聞の続行の通知）

第13条 法第22条第2項本文又は条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞続行・再開通知書（様式第11号）により行うものとする。

（聴聞の再開の通知）

第14条 法第25条後段において準用する法第22条第2項本文の規定による通知又は条例第25条後段において準用する条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞続行・再開通知書により行うものとする。

（聴聞調書及び聴聞結果報告書）

第15条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書は、聴聞調書（様式第12号）によるものとする。

2 前項の調書には、書面、図画、写真その他主宰者が相当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書は、聴聞結果報告書（様式第13号）によるものとする。

（聴聞調書等閲覧の手続）

第16条 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、聴聞調書等閲覧請求書（様式第14号）を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出しなければならない。

2 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（弁明書の提出の方法）

第17条 法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定による弁明書の提出は、弁明書（様式第15号）により行うものとする。

（弁明の機会の付与通知）

第18条 法第30条又は条例第28条の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第16号）により行うものとする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

聴 聞 通 知 書			
様		第 号 年 月 日	印
行政庁		行政手続法第 群馬県後期高 行政手続条例	
<p>次のとおり、あなたに対する不利益処分について聴聞を行いますので、</p> <p>15条第1項                      齢者医療広域連合                      第15条第1項 } の規定により通知します。</p>			
聴聞の件名			
予定される 不利益処分の内容			
根拠となる法令 又は条例等の条項			
不利益処分の原因 となる事実			
聴聞の期日			
聴聞の場所			
処分所管課	名称 所在地	聴聞の 公開の 有 無	
聴聞の主宰者	職名 氏名		
<p><b>備考</b></p> <p>1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 あなたは、聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p> <p>3 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させて意見の陳述及び証拠書類等の提出をさせることができます。この場合には、委任状を提出してください。</p> <p>4 聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して、許可を受けてください。</p> <p>5 あなたは、病気その他やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。</p> <p>6 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。</p>			

様式第2号（第4条関係）

<p>聴聞期日・場所変更通知書</p>		
<p>第 号 年 月 日</p>		
<p>様</p>		
<p>行政庁 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>		
<p>群馬県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第4条第3項の規定により、次のとおり聴聞の期日・場所を変更したので通知します。</p>		
<p>聴聞の件名</p>		
	<p>変 更 前</p>	<p>変 更 後</p>
<p>聴聞の期日</p>		
<p>聴聞の場所</p>		

様式第3号 (第5条関係)

委 任 状

年 月 日

(あて先) 行政庁

住 所  
氏 名



私は、次の者を代理人として選任し、聴聞・弁明に関する一切の行為を委任します。

聴 聞 の 件 名 弁 明	
住 所	
氏 名	

様式第4号（第5条関係）

代理人資格喪失届

年 月 日

(あて先) 行政庁

届出者 住所  
氏名



次の者は、聴聞・弁明に関する代理人の資格を失ったので届け出ます。


聴聞 の件名 弁明	
住所	
氏名	



様式第5号（第6条関係）

<p>参加許可申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>（あて先）主宰者</p>	
<p>申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>	
<p>次の聴聞に関する手続に参加したいので、 行政手続法第17条第1項 群馬県後期高齢者医療広域連合 行政手続条例第17条第1項</p>	
<p>）の規定に</p>	
<p>より参加の許可を申請します。</p>	
<p>聴聞の件名</p>	
<p>聴聞に係る不利益 処分につき利害関 係を有することの 疎明</p>	

様式第6号 (第6条関係)

<p>参加許可通知書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>主宰者 </p>	
<p>年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、</p>	
<p>行政手続法第17条第1項 群馬県後期高齢者医療広域連合 行政手続条例第17条第1項</p>	<p>の規定により許可したいので、次のとおり通知し</p>
<p>ます。</p>	
聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
処分所管課	名称 所在地
聴聞の主宰者	職名 氏名

様式第7号（第7条関係）

文 書 閲 覧 請 求 書

年 月 日

（あて先）行政庁

請求者 住 所  
氏 名



行政手続法第18条第1項  
群馬県後期高齢者医療広域連合  
行政手続条例第18条第1項

の規定により、次の不利益処分の原因となる事実を

証する資料の閲覧を請求します。

聴 聞 の 件 名

閲覧をしようとする資料の標目

様式第8号（第9条関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

(あて先) 主宰者

申請者 住 所  
氏 名



次の補佐人とともに聴聞の期日に出頭したいので、  
行政手続法第20条第3項  
群馬県後期高齢者医療広域連合  
行政手続条例第20条第3項

の規定により許可を申請します。

聴聞の件名	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
補佐する事項	

様式第9号（第9条関係）

補佐人出頭許可通知書

第 号  
年 月 日

様

主宰者



年 月 日付で申請のあった補佐人とともに出頭することについては、

行政手続法第20条第3項  
群馬県後期高齢者医療広域連合  
行政手続条例第20条第3項

の規定により次のとおり許可したので通知します。


聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

様式第10号（第12条関係）

<p>陳 述 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>（あて先） 主宰者</p>	
<p>提出者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>	
<p>行政手続法第21条第1項 群馬県後期高齢者医療広域連合 行政手続条例第21条第1項</p>	
<p>の規定により、聴聞の期日への出頭に代えて、次 のとおり陳述します。</p>	
<p>聴 聞 の 件 名</p>	
<p>不利益処分の原因 となる事実について の意見</p>	
<p>その他本件事案 の内容についての の意見</p>	
<p>提出する証拠書 類 等 の 標 目</p>	

備考 提出する証拠書類等があるときは、添付すること。

様式第11号（第13条、第14条関係）

<p>聴 聞 続 行 ・ 再 開 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">主宰者 </p> <p>次のとおり聴聞を続行・再開するので、行政手続法第22条第2項・第25条において準 群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例</p> <p>用する第22条第2項 第22条第2項・第25条において準用する第22条第2項 } の規定により通知します。</p>	
<p>聴 聞 の 件 名</p>	
<p>聴 聞 の 期 日</p>	
<p>聴 聞 の 場 所</p>	

様式第12号（第15条関係）

聴 聞 調 書 年 月 日 主宰者 職 名 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
出頭した当事者 （代理人・補佐人）の住所及び氏名	
出頭した参加人 （代理人・補佐人）の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者及び参加人（これらの代理人・補佐人）の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者につき正当な理由の有無	
説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名	
行政庁の職員の説明の要旨	
当事者、参加人、代理人及び補佐人の陳述の要旨 （提出した陳述書における意見の陳述を含む。）	
証拠書類等の標目	
その他参考となるべき事項	



様式第13号（第15条関係）

聴 聞 結 果 報 告 書	
第 年 月 日 号	
(あて先) 行政庁 様	
職 名 主宰者 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
次の聴聞を終結したので、 行政手続法第24条第3項 群馬県後期高齢者医療広域連合 行政手続条例第24条第3項 を報告します。 <span style="float: right;">} の規定によりその結果</span>	
聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張並びにその理由	
主宰者の意見	

様式第14号（第16条関係）

聴聞調書等閲覧請求書

年 月 日

（あて先）行政庁・主宰者

請求者 住所  
氏名



行政手続法第24条第4項  
群馬県後期高齢者医療広域連合  
行政手続条例第24条第4項

の規定により、次の聴聞調書又は聴聞結果報告書の

閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧をしようとする書類の名称	

様式第15号（第17条関係）

<p>弁 明 書</p> <p>年 月 日</p> <p>（あて先）行政庁</p> <p>住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>行政手続法第29条第1項 群馬県行政手続条例第27条第1項 } の規定により、次のとおり弁明します。</p>	
弁明の件名	
弁明の内容	
証拠書類等の 標目	

備考1 弁明の内容の欄に記載することができないときは、別紙に記載し、添付すること。

2 提出する証拠書類等があるときは、添付してください。

様式第16号（第18条関係）

弁明の機会の付与通知書 第 年 月 日 号 様 行政庁 <span style="float: right;">印</span> 行政手続法第30条 次のとおり、あなたに対する不利益処分について、群馬県後期高齢者医療広域連合 行政手続条例第28条 の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。	
弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令又は条例等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日まで
備考	

備考1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載してください。

2 あなたは、弁明について代理人を選任することができます。この場合、委任状を提出してください。